

## 防府市小・中学校児童生徒特別支援教育就学奨励費(通級)交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、通級指導教室において、特定の時間のみ特別の指導(以下「通級指導」という)を受けている児童及び生徒(以下「通級児童・生徒」という)の保護者に対して必要な援助を与え、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

### (適用)

第2条 特別支援教育就学奨励費(通級)(以下「奨励費」という。)は、通常学級に在籍している難聴、言語障害等の児童及び生徒で、定期的に通級指導を受けている通級児童・生徒の保護者に交付する。

### (援助)

第3条 この奨励費の対象となる経費は、通学費とする。

2 奨励額は、毎年度予算の範囲内で教育委員会が定める。

### (申請)

第4条 この奨励費の交付を受けようとする者は、特別支援教育就学奨励費(通級)交付申請書(別記第1号様式)(以下「申請書」という。)に必要書類を添えて学校長を経由し、教育委員会に提出するものとする。

### (認定)

第5条 教育委員会は、保護者からの申請書の提出に基づき保護者の援助を決定する。

2 教育委員会は、申請書等の提出があったときは認定台帳を作成しなければならない。

3 教育委員会は、認定を行うため必要があるときは学校長、福祉事務所及び民生委員児童委員の助言を求めることができる。

### (援助の方法)

第6条 奨励費の交付は、原則として金銭給付とする。ただし、給付を受ける者が支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれのある場合は現物給付することができる。

第7条 教育委員会は、保護者から提出された委任状により指定された学校長の口座へ振り込むものとする。ただし、学校長へ保護者からの申し出があった場

合は、学校長からの依頼により、指定された保護者の口座へ振り込むことができる。

(返還)

第8条 奨励費の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときはすみやかにその全部又は残額を返還しなければならない。

- (1) 奨励費の交付にかかる児童生徒が防府市立小・中学校以外の小・中学校に就学し、かつ、防府市以外に居住したとき
- (2) 奨励費を目的外に使用したとき
- (3) 虚偽の方法によって奨励費を受けたとき
- (4) 奨励費の交付を必要としなくなったとき
- (5) その他精算に伴う返還金のあるとき

(委任)

第9条 この要綱について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）防府市教育委員会

住 所 防府市\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

### 特別支援教育就学奨励費（通級）交付申請書

下記児童・生徒の防府市立華浦小学校への通学に要する交通費（ガソリン代等）の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 記

（在籍学校名）

防府市立\_\_\_\_\_学校 学年\_\_\_\_学年 児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_

（在籍学校名）

防府市立\_\_\_\_\_学校 学年\_\_\_\_学年 児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_